

2025年ディスクロージャー

# DISCLOSURE

2025



 **けんしん**  
**秋田県信用組合**

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、  
チカラになれる。

## 当組合の概要

創立	昭和23年12月
本店所在地	秋田市南通亀の町4番5号
営業地域	秋田県内全域
出資金	22億35百万円
組合員数	20,380人
自己資本比率	9.65%
預金	952億円
貸出金	623億円
店舗数	15店舗
常勤役員数	115人

(令和7年3月31日現在)

### 今年も希望に燃える元気な若者たちが入組しました



## 事業方針

### ■経営理念

1. けんしんは、経営体質を強化し健全性を確立して、組合員やお客様のニーズに応え、存在感ある協同組織金融機関を目指します
2. けんしんは、金融機能を充実して、地域社会の発展とそこに住む人々の豊かな生活づくりにお役にたちます
3. けんしんは、働き甲斐のある職場を創造して、街を愛し、人を愛し、誰からも信頼される明るく元気な職員を育てます

### ■経営方針

- 経営体質の強化と財務内容の健全化に取り組む
- 経営基盤の拡充をはかり、安定規模の確立をすすめる
- 人材の育成をすすめ、活力ある職場を創造する
- 各種業務機能と金融サービスを充実する

### ■第4次中期経営計画

- 基本戦略Ⅰ 地域経済活性化への取組み
- 基本戦略Ⅱ 営業基盤・収益基盤拡大への取組み
- 基本戦略Ⅲ 人材・組織強化への取組み

## 目次

当組合の概要	1	コンプライアンス態勢	16
ごあいさつ	2	リスク管理態勢	17
令和6年度経営環境・事業概況	3	主要な事業の内容	18
主な経営指標	4	主な手数料一覧	19
総代会	5	当組合のあゆみ	20
事業の組織	6	資料編	21
地域とのつながり	7	索引	38
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	13	(各開示項目のページを記載しております)	
けんしんSDGs宣言	15		

## ごあいさつ



会長  
北林 貞 男



理事長  
藤原 保

平素は秋田県信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和6年度の業績および経営の状況をご報告し、私どもの取組みについてご理解を深めていただくために、「DISCLOSURE 2025」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和6年度は、第4次中期経営計画（令和4年度～6年度）の最終年度でした。この3年間の取組みの結果、当期純利益3億14百万円を確保し、自己資本比率は9.65%に上昇しました。これも皆様のご愛顧の賜物であり、心よりお礼申し上げます。

私ども秋田県信用組合は、地域経済の活性化に資することを最重要課題として、様々な取組みを進めております。信用組合の原点である「足で稼ぐ」営業を実践し、常にお客様のもとへ足を運び直接お話しを伺うことを通して、お客様に寄り添い、より良い金融サービスと課題解決のお役に立つご提案を行ってまいります。

令和7年秋には新本店・本部を移転オープンしますとともに、今年度からスタートする第5次中期経営計画（令和7年度～10年度）のもと、役職員一同、一丸となつて各施策への取組みを強化し、地域の発展とお客様のご期待に応えるべく邁進してまいります。今後とも皆様の一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月



## 令和6年度 経営環境・事業概況

## (事業方針)

令和6年度は、第4次中期経営計画（計画期間：令和4年度～令和6年度）の最終年度でありました。

同計画において3つの基本戦略（1）地域経済活性化への取組み、（2）営業基盤・収益基盤拡大への取組み、（3）人材・組織強化への取組みを掲げ、信用組合の原点である「足で稼ぐ」営業の実践により、「稼ぐ力」の強化に向け活動しました。その結果、預金、貸出金残高は前年度末を下回りましたが、令和6年度決算では当期純利益3億14百万円を計上したことにより、自己資本が増加し、自己資本比率は9.65%に上昇しました。

## (金融経済環境)

令和6年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて1年が経過し、経済・社会活動が正常化する中、金融業界では日本銀行が2016年に導入したマイナス金利を解除し「金利のある世界」が到来したことにより、企業の設備投資や個人消費への影響が見られるなど、金融機関の経営環境は大きく変化しました。国内景気は緩やかに回復傾向を維持していましたが、昨年来、能登半島地震や豪雨等の大きな自然災害が相次いで発生し地域経済に甚大な影響を与えました。（「令和の米騒動」の一因にもなりました）

また、円安や長引くロシアによるウクライナ侵攻等の影響を受けて物価は値上がりが続きましたが、賃金の上昇が追いつかず国民生活は厳しい状況となっています。

先行きにつきましては、資源価格の高騰や物価上昇の影響による内需の伸び悩みや米国の関税政策による海外経済の減速懸念などがマイナス要因となり、令和7年度の当組合の業績にも影響することが見込まれます。

このような経済環境の中において、私ども地域金融機関には、安定した収益力を基礎とする健全性を維持し、地域や組合員の皆様の課題解決に取り組み、地域経済に積極的にコミットすることが求められます。人口減少が進む秋田県において、地域資源の有効活用による地域活性化、秋田県の重要な産業である農林業者への支援等、これまで取り組んできたことにさらに磨きをかけて、小規模でも地域のお役に立てる金融機関を目指してまいります。

## (業績)

令和6年度業績のうち、個人預金は相続や生前の預金整理等による流出がありましたが、キャンペーン等により、1億25百万円増加しました。また法人預金は8億16百万円減少し期末残高は952億円（前期比較7億12百万円/0.74%減少）、期中平均残高は1,006億円（前期比較4億8百万円/0.43%減少）となりました。

貸出金は、賃貸住宅ローンを中心として底上げを図り、個人向け融資は増加しましたが、法人向け融資は公金貸出の償還および再生エネルギー関連貸出の償還等により1億91百万円減少し、期末残高は623億円（前期比較1億25百万円/0.20%減少）、期中平均残高は624億円（前期比較9億32百万円/1.51%増加）となりました。

経常収益は、18億1百万円（前期比較3百万円増収）となりました。このうち貸出金利息は14億61百万円（前期比較81百万円増収）、有価証券利息配当金は1億26百万円（前期比較3百万円増収）となりました。

経常費用は、15億75百万円（前期比較1億25百万円増加）となりました。このうち預金利息は51百万円（前期比較42百万円増加）、経費は人件費6億64百万円（前期比較3百万円減少）、物件費4億60百万円（前期比較15百万円増加）などに

より、総額11億80百万円（前期比較11百万円増加）となりました。

この結果、経常利益は2億26百万円（前期比較1億21百万円減益）の計上となり、本業の実質的な利益であるコア業務純益は4億50百万円（前期比較14百万円減益）となりました。法人税等調整額△98百万円を計上したことにより、当期純利益は3億14百万円（前期比較85百万円増益）を確保することができました。

なお、金融機関の経営の健全性を示す指標である自己資本比率につきましては、9.65%（前期比較0.35ポイント上昇）となり国内基準である4%を上回っております。

## (事業の展望・課題)

第5次中期経営計画（令和7年度～令和10年度）をスタートさせ、信用組合の原点である「足で稼ぐ」営業をこれまで以上に徹底してまいります。

具体的には、3つの基本戦略「地域経済活性化への取組み」、「営業基盤・収益基盤の拡大への取組み」、「人材・組織強化への取組み」に掲げた重点施策を継続して実施してまいります。

「金利のある世界」を好機と捉え、組合員の皆様へのサービスの徹底や従来の金融の枠にとどまらない取組みを進めることで、地域内のお客様に寄り添った活動の質と量を高め、信頼関係を更に深めながら『稼ぐ力』の強化に総力を挙げて取組み、各種支援を通して貸出金の増加による適正利益の確保に努めてまいります。

また、11月には本店本部の新築移転という大事業が控えております。『けんしん』がこれまで以上に地域の皆様に必要とされ、頼りになる存在であり続けるという私どもの使命を果たし、『けんしん』の存在感を高めるために、役職員が一丸となって研鑽を重ねてまいります。

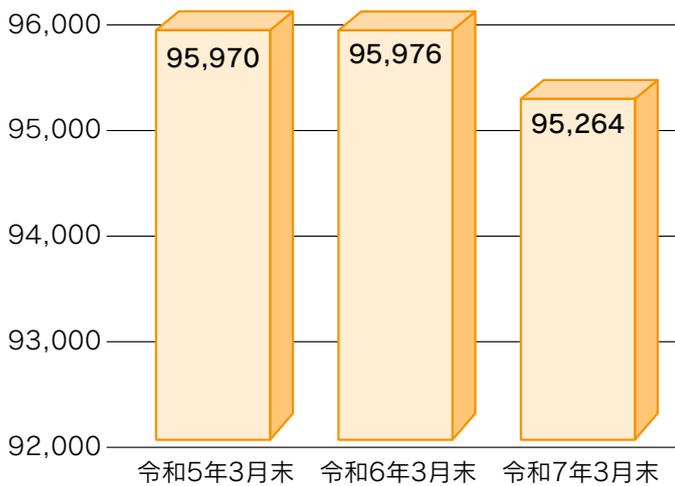
以上



# 主な経営指標

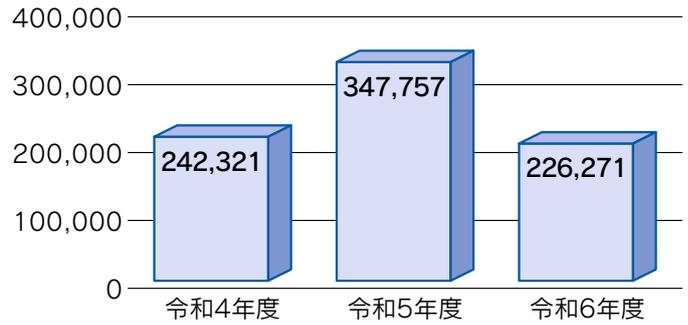
## ■預金積金残高の推移

(単位：百万円)



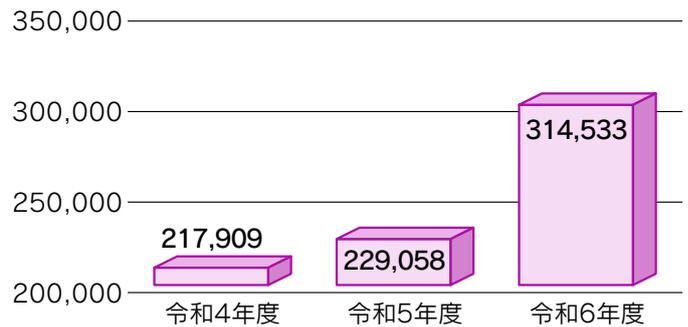
## ■経常利益の推移

(単位：千円)



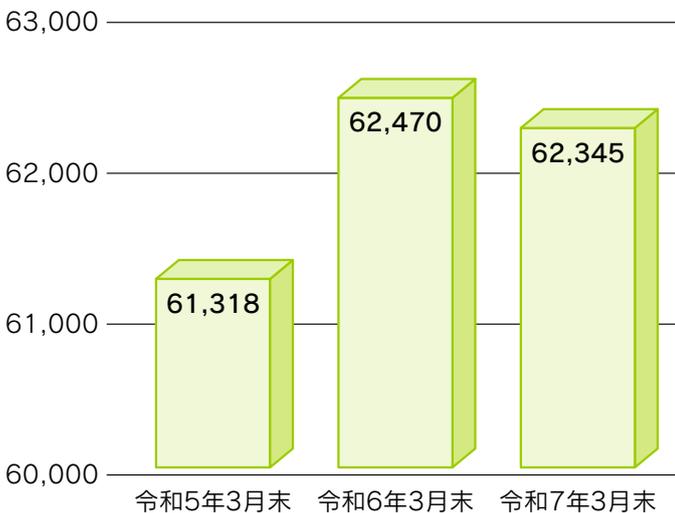
## ■当期純利益の推移

(単位：千円)

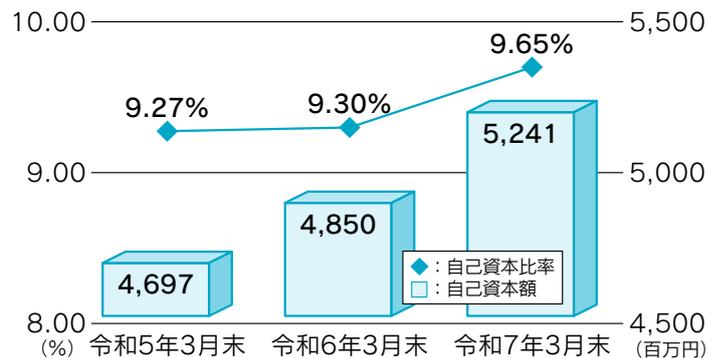


## ■貸出金残高の推移

(単位：百万円)



## ■自己資本比率(単体)・自己資本額の推移



## 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,730,339	1,694,375	1,674,538	1,798,102	1,801,729
経常利益	224,681	229,066	242,321	347,757	226,271
当期純利益	167,492	182,215	217,909	229,058	314,533
預金積金残高	93,111,227	93,898,578	95,970,545	95,976,930	95,264,434
貸出金残高	61,352,453	62,728,793	61,318,304	62,470,147	62,345,065
有価証券残高	13,090,434	13,415,888	13,117,670	12,875,922	12,520,451
総資産額	99,376,442	100,215,309	101,338,985	101,323,288	100,274,475
純資産額	4,660,796	4,644,674	4,325,646	4,382,113	4,106,932
自己資本額	4,406,216	4,568,841	4,697,007	4,850,111	5,241,212
自己資本比率(単体)	8.88%	9.15%	9.27%	9.30%	9.65%
出資総額	2,184,340	2,190,427	2,212,483	2,211,038	2,235,247
出資総口数	4,368,681口	4,380,854口	4,424,966口	4,422,077口	4,470,494口
出資に対する配当金	43,623	42,936	43,812	44,288	44,640
職員数	126人	119人	110人	109人	110人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」の計数は、平成18年金融庁告示第22号に基づいて算出しております。

# 総代会

## 1 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合は、組合員20,380名（令和7年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

### ■組合員の推移

（単位：人）

区分	個人	法人	合計
令和5年度末	18,741	1,725	20,466
令和6年度末	18,678	1,702	20,380

## 2 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方の中から、その選挙区に属する組合員により公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代立候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として選挙は行っておりません。

### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を4つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上120人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和7年3月31日現在の組合員総数は20,380人）。

## 3 第62期通常総代会のご報告

第62期通常総代会（令和7年6月18日開催）では、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認・可決されました。

### 報告事項

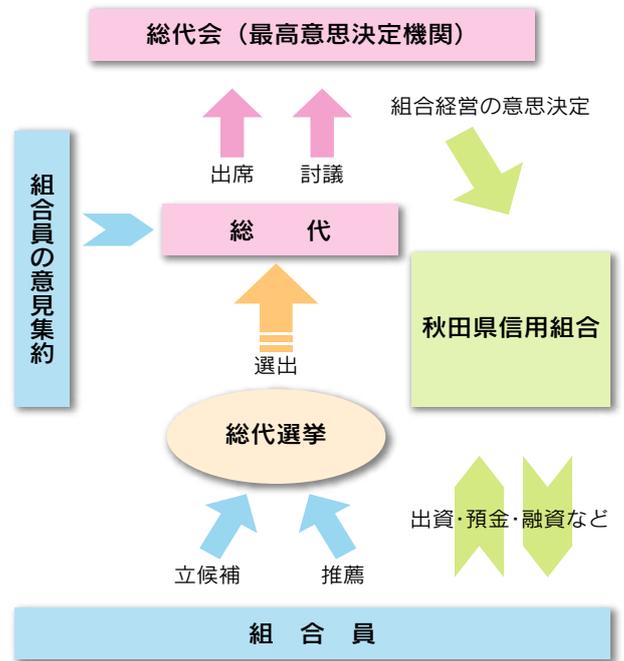
第62期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書について

### 決議事項

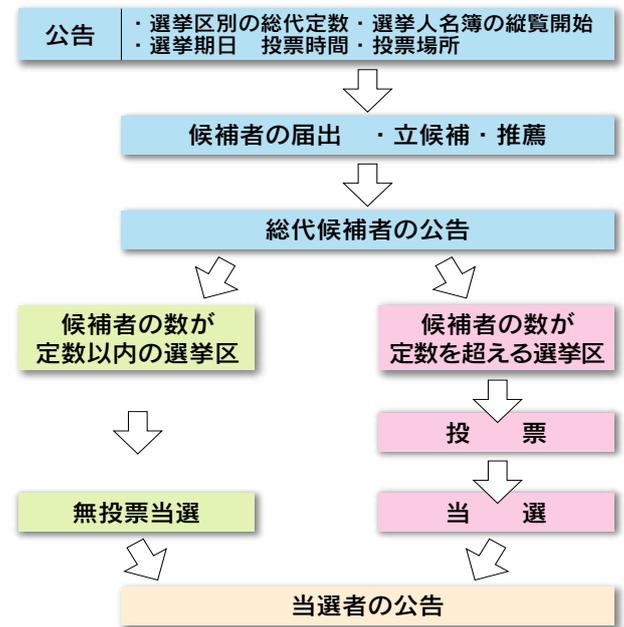
- 第1号議案 第62期剰余金処分（案）承認の件
- 第2号議案 令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）承認の件
- 第3号議案 組合員の除名承認の件
- 第4号議案 理事・監事選任の件
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈承認の件

当組合では、総代会に限定することなく、組合員に対するアンケート調査やご意見箱の設置など、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

### ■総代会の仕組み



### ■総代選挙までの手続き



第62期通常総代会（令和7年6月18日開催）



# 地域とのつながり

## 地方創生

### ●田舎ベンチャービジネススクラブ合同新春交流会 (R7.1.23)

秋田県内の小規模事業者の事業発展と新規事業の立上げを目的に、平成22年度から開催しています。現在88の企業・事業者様にご参加いただき、事業成果の共有や意見交換を行っています。



### ●しんくみビジネスマッチング (R6.11.13)

岡山県信用組合協会が主催する商談会に全国から189社の事業者が参加し、商談が行われました。当組合からは7社のお客様が参加されました。(岡山県・笠岡市総合体育館)



### ●しんくみ物産展 (R6.10.30)

全国38の信用組合が協賛する“食”の物産展に、当組合から4社のお客様が参加されました。(東京都・池袋サンシャインシティ)



### ●スーパーマーケットトレードショー (R7.2.12~14)

食品流通業界向け商談展示会へ、当組合から6社のお客様が参加されました。(千葉県・幕張メッセ)



## 地域貢献・地域行事

### ●物産即売会

年金受給日に各地区で物産即売会を開催し、お客様の販路開拓や営業支援に取り組みました。

合川支店：物産即売会 (R6.4.15)



### ●竿燈まつり (R6.8.3~6)



### ●子ども金融教室

秋田の将来を担う小学生を対象に、「子ども金融教室」を開催しました。(全10校・計10回・参加人数459名)

鹿角市立柴平小学校 (R6.9.4)

秋田市立泉小学校 (R6.9.6)



●中高生向け出張授業

能代支店では毎年、地域の中高生を対象に金融に関連した出張授業を行っています。

(令和6年度は2回、いずれも能代市立東雲中学校にて実施)

(R6.11.5)

(R6.11.19)



人材育成

当組合では、地域のお客様のお役に立つ人材を育てるため、多くの研修等に取り組んでおります。

●農業体験研修 (R6.6.17~21)



(R6.9.30~10.4)



地域活性化・社会貢献

●秋田犬応援カードローン寄附金贈呈式 (R6.8.23)



●ブラウブリッツ秋田応援カードローン支援金贈呈式 (R7.3.30)



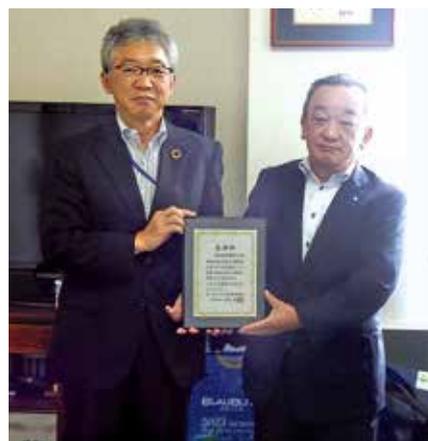
●秋田地域企業ガイダンス (R7.2.4)



●住宅支援機構表彰 (R6.5.28)



●中小機構感謝状贈呈 (R6.8.1)



●秋田犬銅像・屋外時計除幕式 (R7.3.31)

大館市役所が屋外時計を設置するにあたって、当組合より大館市へ寄付をさせて頂きました。



●秋田市未来応援ファンド設立調印式 (R7.2.3)



●少子化対策応援ファンド寄附式 (R7.3.12)



●環境・保健事業功労者表彰式 (R6.11.20)



地域活性化・社会貢献

●しんくみの日週間の取り組み・献血

信用組合業界では、平成14年度より9月3日を「しんくみの日」と定め、9月1日～7日を「しんくみの日週間」として、業界をあげて地域に根ざした社会貢献活動や、日ごろの感謝を込めたさまざまなイベントを集中的に実施しております。

当組合においても、しんくみピーターバンクカード寄付金の贈呈、各地での献血活動や店舗周辺の清掃、来店プレゼント、ペットボトルキャップの収集・寄付等を実施しました。

また、当組合は平成23年度より「献血サポーター」に登録し、令和6年度は2回、本店ほか3店舗にて実施し合計80名以上が献血を行いました。



献血サポーターシンボルマーク  
(当組合は献血協賛企業として献血サポーター活動に参加しています)

●献血 本店：献血バスにて献血 (R6.4.16)



本店 (R6.9.3)



●清掃活動 本店 (R6.9.3)



森吉支店 (R6.9.3)



●ペットボトルキャップの寄付

田代支店：田代中学校へ寄付 (R6.9.3)



●店頭での記念品配布

泉支店：花の種とお菓子をプレゼント (R6.9.3)

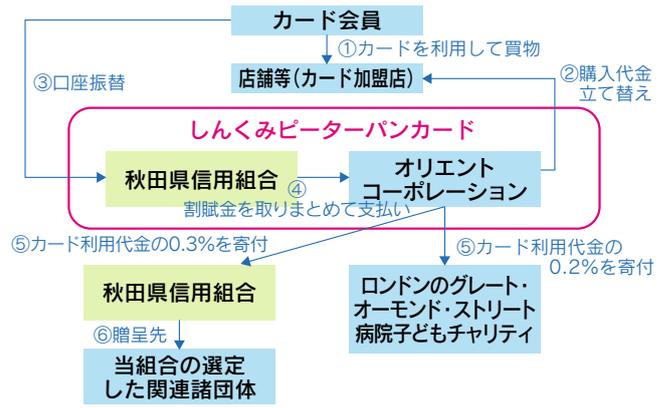


●しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈

当組合は、全国の信用組合と連携して、これまでの活動を活かしながら、さらに一步、暮らしに踏み込んだ役割を担おうとしています。「しんくみピーターパンカード」は、お客様に一切のご負担をお掛けすることなく、カード利用代金の0.3%が地元の「障害や難病とたたかっている子供とその家族の支援」や「子どもの健全育成」の支援活動に寄付され、0.2%はロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティに寄付されます。平成13年以降の信組業界によるピーターパンカード寄付金総額は8億円を超えております（令和6年12月末現在）。

なお、当組合の実績といたしましては、平成15年4月を最初として県内各地域の児童福祉施設等へ、学習用教材等を合計51回寄贈しております。

【しんくみピーターパンカード寄付金の仕組み】



令和6年10月24日寄贈品贈呈式（社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会あきた保育園）

寄贈品：テラスシューズロッカー 5台、ベーシックハンガースタンド 1台、ステップななめ平均台 2台、2×4セフティテーブル車無メッキアイボリー 2台 他 計60点（合計 698,830円 相当）



令和7年3月31日寄贈品贈呈式（社会福祉法人秋田南福社会みどり保育園）

寄贈品：れんらくちょう 100冊、メラミン食器 44点、保健室用ベッド(自在キャスター黒) 4台、絵本 44冊、えねんど 39個、ディズニーハンドタオルアソート 100個、他 計1,076点（合計 762,393円 相当）



# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

## 1 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域経済活性化のため地元企業の経営改善支援、事業再生などに継続的に取り組んでいきます。また、金融円滑化法終了後も従来と変わらず貸出条件変更等の支援体制で臨み、更に取引企業の経営改善の実効性をより高めるため外部機関を活用した改善にも取り組んでいきます。

## 2 態勢整備の状況

再生支援先（ランクアップ）の選定は、リレバン機能強化委員である母店長および経営支援部が主体となって要注意債権先以下の先より選定し、経営改善計画書策定支援や専門家派遣による経営指導を実施し債権健全化の取組みを強化します。

また、取引先企業等に対する経営相談や支援機能強化に向けた施策として、前記の専門家派遣を活用し、それぞれの分野に応じた専門家と共に直接お取引先を訪問し、経営改善策を提案します。専門家派遣により提案された改善事項の改善状況については当該営業店長が定期的にヒアリングし、経営支援部で進捗状況をフォローする態勢で取り組んでいます。

## 3 取組み状況

### ①経営改善支援（要注意先等の健全債権化）等の取組み実績

（単位：先数）※小数点以下第二位四捨五入

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α				経営改善 支援取組率  α / A	ランク アップ率  β / α	再生計画 策定率  δ / α
		αのうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数 β	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数 γ	αのうち再生 計画を策定し た先数 δ			
411	16	0	15	1	3.9%	0.0%	6.3%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。  
 2. 期初債務者数は令和6年4月当初の債務者数です。  
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む）です。  
 4. 「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含みますがβには含んでおりません。  
 5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。  
 6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。  
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

### ②創業・新事業支援への取組み

- a. 当組合の令和6年度中創業・新事業支援への実績は、24件、157百万円です。※百万円未満切り捨て  
 なお、創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。  
 b. 今後成長が見込まれる「医療・介護」、「再生可能エネルギー」分野に対しては、積極的に資金供給を図っていく方針です。

### ③担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

- a. 当組合の令和6年度中無担保無保証の融資制度の実績は、238件、3,423百万円です。※百万円未満切り捨て  
 b. 動産・債権譲渡担保融資の実行実績はありません。

### ④コンサルティング機能の発揮への取組み

令和6年度において経営改善に向けた提案内容については、過年度分を含め、経営支援部と該当営業店長が連携し、改善の進捗状況をフォローしております。

また、令和7年度も「経営者会議」等を通じて、融資先企業の経営状況の的確な把握に努め、これによりコンサルティング機能を発揮し、地域経済の活性化に取り組んでいく方針です。

## 4 金融円滑化への取組み

平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）は平成25年3月31日をもって終了しましたが、当組合では、景気の悪化でお困りの中小企業のお客様、収入の減少から毎月の返済にお困りの住宅ローンご利用中のお客様の支援に引き続き積極的に取り組んでおります。既に、多くの住宅ローンご利用のお客様と面談を行っており、ご返済条件の変更を希望するお客様については、できる限りご要望に応えるようにしております。

また、業績低迷により財務内容が悪化している中小企業のお客様についても、必要に応じ経営改善に向けたアドバイスをを行うと共に、ご返済条件の変更に対応しております。

当組合は、今後もお客様のご要望を伺い金融円滑化への取組みを継続します。

## 5 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

### 【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	247件	238件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	24.9%	23.5%
保証契約を解除した件数	5件	18件

## 6 地域活性化に繋がる多様なサービスの提供

### 多重債務者問題への積極的関わりあい

現在、多重債務で苦しんでいる方たちの相談に積極的に応じております。

受付した相談依頼先に対しては、「多重債務集約ローン」等を実行しています。

令和6年度中の相談件数（総数）	68件
うち、多重債務集約ローン等の実行	19件、82百万円

※百万円未満切り捨て

## 報酬体系について

### 1 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。①決定方法 ②支払手段 ③決定時期と支払時期

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：千円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	63,435	80,000
監事	9,192	10,000
合計	72,627	90,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。(退任役員を含む)

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系ではありません。

# けんしんSDGs宣言

秋田県信用組合は、県内唯一の信用組合として、これまで地域に暮らす方々に寄り添った金融サービスの提供を通じて、地域貢献に取り組んで参りました。

令和2年3月、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、「けんしんSDGs宣言」を制定することで、これからも地域社会の発展ならびに持続可能な社会の実現に取り組んで参ります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



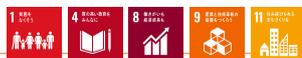
※SDGsとは… 2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。  
「誰一人取り残さない」という基本理念の下、2030年までに解決すべき世界共通の目標として、17目標とそれを達成するための169のターゲットが示されている。

### 1. 環境保全への取り組み



- 再生可能エネルギー導入の促進
  - ・小水力発電事業、木質バイオマス発電事業への支援
  - ・再生可能エネルギー事業者に対するファンドを活用したリスクマネーの供給
  - ・自店舗における再生可能エネルギー設備の導入
- 地方創生包括連携協定に基づく植樹事業
  - ・北秋田市（四季美湖周辺）における植樹活動

### 2. 地域経済活性化への取り組み



- 事業承継支援
  - ・県内の支援機関との連携を通じたトータルサポートの実践
  - ・「トランピ」と連携した事業承継マッチング支援
- 事業性評価に基づく中小企業・小規模事業者への融資推進
- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題の解決・成長支援
  - ・よろず支援拠点等の外部機関との連携による経営改善支援
- 地域イノベーションの推進
  - ・地域イノベーション研究センター（東北大学大学院経済学研究科）との連携
- 販路開拓支援
  - ・商談会、展示会への出展支援
- 地域資源を活かした産業の創出と育成
  - ・田舎ベンチャービジネスクラブ（県産にんにく、県産どじょう等アグリビジネス分野の振興）
- クラウドファンディングサービスによるビジネス支援・産業振興

### 3. 地域社会への貢献



- 多重債務者が抱える問題の解決
- 地域貢献活動の推進
  - ・献血活動の実施、地域行事への参加、子ども金融教室の開催、地元大学での講義など
- 自治体および各種団体への寄付の贈呈
  - ・しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈、秋田犬応援カードローン寄付金の贈呈、ブラウブリッツ秋田への支援金贈呈など
- 給付型奨学金「しんくみはばたき奨学金」

### 4. 働きがいのある職場形成



- 人材育成の強化
  - ・各種資格取得の推進、職員研修制度の充実化
- 女性の活躍推進
- 人材派遣・人材交流
  - ・東北経済産業局等への職員派遣および受け入れ

### 秋田県SDGsパートナーに認定登録

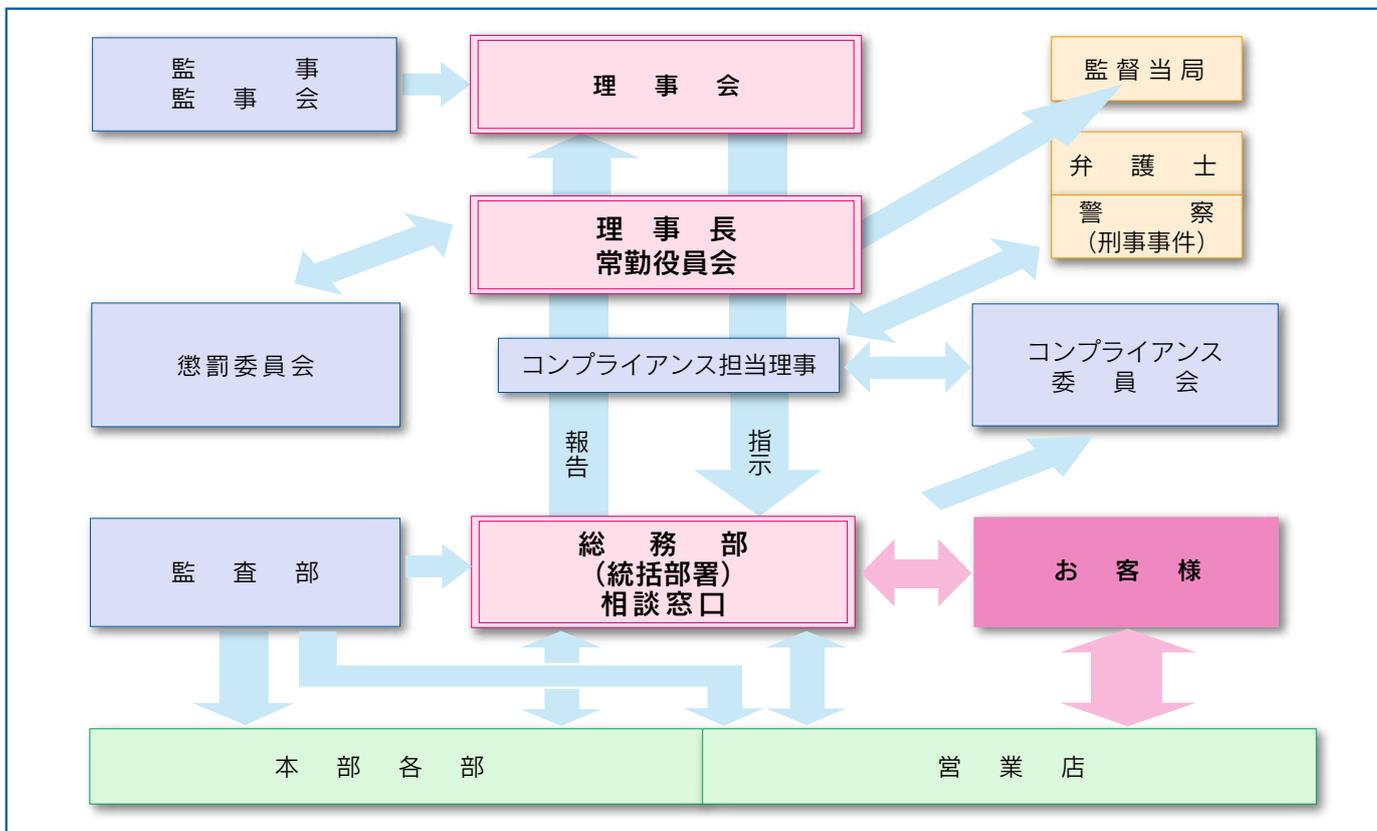
秋田県信用組合は、令和4年1月に第2期秋田県SDGsパートナーに登録されました。秋田県SDGsパートナー登録制度は、事業活動などを通じてSDGsの達成に意欲的に取り組む県内の企業や団体、自治体等を登録・PRする秋田県独自の制度です。



# コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令等の遵守のみに止まらず、業務上の公正かつ公平な判断、さらには社会への貢献まで幅広く視野に入れて、組織的な取り組みと一人ひとりの主体的な行動により社会市民としての社会的責任を果たすことです。そして、この取り組みを通して地域住民・組合員の期待に応えることが当組合の目指すべき目標となります。

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、組合全体のコンプライアンス態勢を整備しております。役職員に対する研修の実施・現場での指導に加え、統括部署である総務部がコンプライアンス態勢の検証を行い、コンプライアンス委員会と連携して、態勢整備に努めております。



## 当組合のコンプライアンス基本方針

- (1) 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- (3) 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）に係る対策を経営上の重要な課題として位置付け、以下の内部管理態勢の構築・強化に取り組んでいます。

1. 組織態勢  
当組合は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策に関する適切な措置を実施する態勢を構築します。
2. 顧客管理  
当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の関連法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。
3. 疑わしい取引の届出  
当組合は、適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、検知した疑わしい取引について、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。
4. 役職員の研修  
当組合は継続的な指導、研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、意識の向上に努めます。
5. 遵守状況および有効性の検証  
当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況と対策の有効性について、内部監査部門が定期的に内部監査を行い、監査結果を踏まえて継続的・組織的な態勢の改善と充実に努めます。

# 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

## ■苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けております。ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【窓口：秋田県信用組合総務部】 電話：018-831-3551  
 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）  
 受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.akita-kenshin.jp>  
 保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。  
 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所  
 （電話：03-3286-2648）  
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぱADRセンター  
 （電話：0570-022808）

## ■紛争解決措置

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】  
 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）  
 受付時間：午前9時～午後5時  
 電話：03-3567-2456

## 【弁護士会 仲裁センター等】

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）  
 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）  
 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）  
 仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）  
 ご利用を希望されるお客様は、当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことで紛争の解決を図ることも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。  
 仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。  
 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。  
 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。  
 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

# リスク管理態勢

当組合は、リスク管理を経営の重要施策と位置づけ、リスク管理に関する基本規程、および各リスク区分ごとのリスク管理方針やリスク管理規程を制定して、管理態勢の確立に努めております。

区 分	内 容
リスク管理の運営体制	理事会は、統合的リスク管理態勢の構築、整備に関する重要事項を議決しております。理事長は、理事会の決定した方針に基づき、組合内に統合的リスク管理に係る基本的事項および必要な事項を周知します。 各リスク管理部署が認識したリスクは、リスク統括部（総合企画部）に集中し、統合的リスク管理担当理事を通じて、理事会に報告されます。また、ALM委員会は統合的リスク管理に関する各業務部門を牽制すると共に重要事項に関する協議を行い、その結果を理事会に報告します。
統合的リスク管理態勢	統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的としております。 当組合では、統合的リスク管理態勢を整備するため、「統合的リスク管理方針」並びに「統合的リスク管理規程」を制定し、定量化可能なリスクについてはこれを合算して把握し、当組合の経営体力を超えたリスクテイクを行わないよう管理し、定量化できないリスクについてもその影響度の段階的評価、管理・制御水準の自己評価等を行っております。
信用リスク管理態勢	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。 「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づく管理態勢を構築しており、小口多数取引の推進、与信集中リスク抑制のための大口与信先のグループ管理の他、信用格付システムを導入して信用リスク管理に活用しております。 また、個別案件の審査は審査部門が行い、貸出金の推進は営業推進部門が行うことで、相互に牽制が働く体制としております。 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに厳正な検証を重ね、適正に算定しております。
市場リスク管理態勢	市場リスクは、価格変動リスク（有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク）、金利変動リスク（金利変動に伴い損失を被るリスク）、為替リスク（外貨建て資産・負債の価値が変動するリスク）からなります。 市場リスクを当組合の体力にあわせてコントロールするため、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」を制定し、現在価値分析、VaR分析等によりリスク量を把握し、リスク限度枠内に止まるよう管理しております。 また、市場リスクをより適正に把握するべく、ALMシステムを活用し管理態勢の整備に努めております。
流動性リスク管理態勢	流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。当組合では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、適切な資金ポジションを確保するため、預金貸出金を日常的に集中管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など、流動性確保に努めております。
オペレーショナルリスク管理態勢	オペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、または外生的な事象により損失を被るリスクです。リスクの評価に関しては、経営陣に対しても随時報告する態勢としております。なお、リスクの計量につきましては「基礎的手法」を採用しております。 ①事務リスク管理 事務リスクは、預金、融資、為替等の事務を適切に処理しなかったことにより生じる事故や、不祥事の発生により組合が損失を被るリスクです。当組合は、事務管理運営要綱や事務取扱マニュアルを制定するとともに、各店に事務管理管理者を配置して事務の適正な運用に努めております。また、研修体制の強化、臨店事務指導による事務レベルの向上に努めるほか、自店検査、総合監査の実施により事務リスクの最小化を目指しております。 ②システムリスク管理 システムリスクは、コンピュータシステムの停止、誤作動、情報漏洩、不正使用に起因し組合が損失を被るリスクです。 当組合は、信組情報サービス㈱の提供する信用組合業態標準のシステムを基幹システムとして利用しております。バックアップセンター設置によるシステムの二重化等、セキュリティーは年々強化されておりますが、信組情報サービス㈱との連携を図りつつ情報の保護、セキュリティーの確保、システムの運用管理に努めております。また、万一のシステムダウンに備えた対策も準備しております。

# 主要な事業の内容

## A. 預金業務

### 預金

当座預金、普通預金、普通預金（無利息型）、貯蓄預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

## B. 貸出業務

### (イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

### (ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

## C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

## D. 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取扱っております。

## E. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金及びその他外国為替に関する各種業務を行っております。

## F. 附帯業務

### (イ) 債務の保証業務

### (ロ) 登録金融機関業務（個人向け国債の募集）

### (ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(独)住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(b) 独) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務、(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

### (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

### (ホ) 株式払込金の受入代理業務

### (ヘ) 貸金庫業務

### (ト) 損害保険及び生命保険の代理店業務

### (チ) 信託契約代理業務

## 預金のご案内

種類	特 色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
総合口座	自動融資は定期預金合計額の90%、最高300万円までご利用いただけます。	入金・引き出し自由	普通1円・定期1万円以上
貯蓄預金	残高が基準以上の場合、有利な金利が適用されます。	入金・引き出し自由	1円以上
普通預金	年金受け取り、公共料金等の自動支払い、キャッシュカードなど便利にご利用いただけます。	入金・引き出し自由	1円以上
普通預金（無利息型）	利息は付きませんが、普通預金と同様にお使いいただけます。（預金保険により全額保護）	入金・引き出し自由	1円以上
当座預金	ご商用の代金決済に便利で安心な小切手・手形がご利用いただけます。（当座貸越取扱しております）	入金・引き出し自由	1円以上
納税準備預金	納税準備のためのご預金です。お利息は非課税となります。	入金自由・引き出しは納税時	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間の運用にお得です。（お引き出しの2日前までにご通知下さい。）	7日以上	1万円以上
スーパー定期預金	短期間でも有利、確定利回りで安心です。	1か月以上5年以内	100円以上
大口定期預金	大口資金の運用に適した高利回りのご預金です。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
期日指定定期預金	1年毎の複利計算、お預け入れ後1年間の据置期間で満期日が指定できます。一部解約可。	据置期間1年・最長預入3年	100円以上300万円未満
変動金利定期預金	市場金利に対応し、6か月毎に金利が変わる定期預金です。	3年	100円以上
積立定期預金	いつでも気軽に無理なく確実に積立できます。まとまった資金づくりに最適です。	スーパー定期に準じます	100円以上
定期積金	計画的な財産形成を目的として、毎月一定額を積み立てる、積立預金です。	6か月以上5年以内	1,000円以上
財産形成預金	給料・ボーナスから天引きして財産を形成します。一般・住宅・年金の3種類があります。	積立期間5年（一般3年）以上	100円以上

## 融資のご案内

種類	特 色	ご融資金額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築と増改築・中古住宅購入、他行住宅ローンのお借換えなどにご利用下さい。	100万円～ご相談ください	最長35年
多目的ローン	お使いみちに合わせて自動車、教育、リフォーム関連の資金にご利用いただけます。	10万円～2,000万円以内	最長15年(据置期間含む)
けんしんトリプルプラン+	自動車、教育、リフォーム関連の3つの資金プランにプラスして他金融機関等のローン借換プランをご利用いただけます。（お取引実績を重視して、簡単、スピーディに対応いたします。）	10万円～500万円以内	最長15年(据置期間含む)
子育て支援ローン	出産、満18歳未満のお子様にかかる費用等にご利用いただけます。	100万円以内	最長7年(元金据置6か月以内)
福祉介護支援ローン	高齢者又は身体障害者等のために要する資金にご利用いただけます。	100万円以内	最長7年(元金据置6か月以内)
フリーローン	お使いみちは自由、手続も簡単で便利です。（事業性資金は除く）	10万円～300万円以内	最長7年
多重債務集約ローン	ご本人やご家族名義の各種借入金を返済し、返済額の軽減が可能です。	10万円～1,000万円	無担保10年以内/有担保20年以内
教育カードローン	お子様の教育に要する資金（授業料、仕送資金等）に利用限度内で繰り返しご利用いただけます。	100万円～500万円	契約期間1年(自動更新)
秋田犬応援カードローン	利用平均残高の0.25%を秋田犬の保存にご尽力されている団体等へ寄付いたします。お買いもの、レジャーなどお使いみちは自由、利用限度内で繰り返しご利用いただけます。	30万円～200万円	契約期間3年(自動更新)
BB秋田応援カードローン	利用平均残高の1.0%をブラウプリッツ秋田へ支援金として寄付いたします。お買いもの、レジャーなどお使いみちは自由、利用限度内で繰り返しご利用いただけます。	30万円～500万円	契約期間3年(自動更新)
小規模企業者カードローン	事業資金（運転資金および設備資金）にご利用いただけます。	50万円～300万円以内	契約期間2年間
一般融資	事業用資金、消費資金にご利用いただけます。	各種(窓口にご相談下さい)	各種(窓口にご相談下さい)
代理貸付	全信組連・日本政策金融公庫・住宅金融支援機構・商工中金等の代理貸付をご利用下さい。	各種(窓口にご相談下さい)	各種(最長40年)
事業支援ローン	事業資金調達にスピーディに対応いたします。	50万円～1,000万円	運転資金最長7年 設備資金最長10年
女性起業家支援ローン	女性で新規事業を開業される方、又は事業開始後1年以内の方で、開業および開業後に必要な資金にご利用いただけます。	300万円以内	10年以内(元金据置1年以内)
再生可能エネルギー導入関連融資	発電事業（太陽光、風力、バイオマス、小水力等）に必要な資金にご利用いただけます。	設備資金:2億円以内 導入支援資金:2億8千万円以内	最長15年
けんしんグリーンローン	苗木生産事業にかかる仕入れ資金や各種設備資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円以内	最長10年(元金据置2年以内)

# 主な手数料一覧

注) 各手数料には、消費税が含まれております。

令和7年4月1日現在

主な手数料一覧

## ■為替手数料

項目	内 訳		手数料金額		
			他行あて	本支店間	同一店内
振込手数料	窓 口	3万円未満	660円	330円	220円
		3万円以上	880円	550円	440円
	A T M (現金)	3万円未満	550円	220円	110円
		3万円以上	770円	440円	220円
	A T M (カード)	3万円未満	440円	110円	無 料
		3万円以上	660円	330円	
定額自動送金	3万円未満	440円	110円		
	3万円以上	660円	330円		
インターネット バンキング	3万円未満	330円	無 料		
	3万円以上	440円			
代金取立	電子交換	小切手	無 料		
		手形	440円		
	個別取立 電子交換所に参加しない金融機関あての手形・小切手等および電子交換対象外の証券類(他金融機関通帳等)で郵送対応が必要となるものが対象となります。	至急扱い	880円		
		普通扱い	660円		
送 金	送金小切手	普通扱い	660円		
そ の 他	送金・振込の組戻し		1,100円		
	取立手形組戻し				
	取立手形店頭提示				
	不渡り手形返却				

※ 窓口振込は、電信扱・文書扱とも同一手数料です。

※ 視覚障がいのある方が、店頭にて振込をする場合には、ATM振込手数料を適用します。ただし、障害者手帳等の提示が必要となります。

## ■ATM利用手数料

項目	内 訳	手数料金額
当組合発行のカード	平日 8:00~21:00	無 料
	土・日・休日 8:00~21:00	
他金融機関発行のカード	平日 8:00~ 8:45	220円
	平日 8:45~18:00	110円
	平日 18:00~21:00	220円
	土・日・休日 8:00~21:00	220円

※ 「しんくみお得ネット」しんくみ同士の手数料が無料です。

## ■各種手数料

項目	内 訳	手数料金額	
証明書	残高証明書等各種証明手数料 (当組合制定書式 端末印字・手書)	660円	
	(当組合制定書式以外、英文発行等)	1,100円	
	(当組合制定書式以外、監査法人向け)	3,300円	
	個人データ開示手数料	1,100円	
その他	払込金受入証明書(発起設立時の株式払込)	1,100円	
	取引履歴発行手数料(1か月分につき)	330円	
	郵送手数料(簡易書留郵便で発送します)	550円	
	預積金通帳・証書等再発行手数料	1,100円	
	キャッシュ・ローンカード再発行手数料	1,100円	
	夜間金庫利用料(1年につき)	6,600円	
	貸金庫使用手数料(1年につき)	全自動(標準)	9,240円
		全自動(大型)	13,200円
	手動	6,600円	
	未利用口座管理手数料(1年につき)	1,320円	

## ■当座預金関連手数料

項目	内 訳	手数料金額
約束手形	1枚につき	88円
	1冊(10枚綴り)	880円
	1冊(50枚綴り)	4,400円
小切手	1冊(50枚綴り)	4,400円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円

## ■融資関連手数料

項目	内 訳	手数料金額	
融資事務手数料(証書貸付)	貸付住宅ローン プロパー及び、MG保証 プロパーで他社から借り換えの場合のみ	実行金額の2.5% 実行金額の1.1%	
	住宅ローン(全国保証付は除く)	実行金額の1.1%	
	事業資金(プロパー実行金額100万円未満、保証協会付・保証会社付を除く)	11,000円	
	個人ローン(プロパー実行金額100万円未満、保証会社付・トリプルプランを除く)	5,500円	
借入用手形用紙		110円	
返済予定表再発行手数料		550円	
融資証明書発行手数料		5,500円	
抵当権抹消書類再発行手数料		5,500円	
不動産担保取扱手数料 (設定・差替・譲受・根抵当権極度増額)		33,000円	
譲渡担保取扱手数料		33,000円	
条件変更手数料(返済期限、返済方法、適用金利等)		11,000円	
繰上返済手数料	「繰上返済時の手数料および違約金に関する特約書」を締結している場合で、資金使途が右記の場合	繰上返済元金の2.2%	
	「繰上返済時の手数料および違約金に関する特約書」を未締結の場合	事業性貸出住宅ローン(借換を含む) ・住宅ローン、リフォーム資金 ・再生可能エネルギー関連(自家消費を除く) ・多重債務集約資金関連等 ※最終期日まで1年未満の場合は徴求しない。	返済元金1,000万円未満 22,000円
		返済元金1,000万円未満 返済元金1億円未満 返済元金1億円以上	11,000円 33,000円
※ お借入から1年未満での繰上返済の場合は上記手数料の2倍、1年以上3年未満の場合は上記手数料の1.5倍となります。 ※ 個人ローンで残存期間が1年未満の場合は無料となります。			

## ■両替手数料・大量硬貨入出金手数料

項目	内 訳	手数料金額
両替手数料	1枚~50枚(お一人様1日1回まで)	無 料
	51枚~100枚	550円
	101枚~1,000枚	1,100円
	1,001枚~1,500枚 (以降500枚毎に330円加算)	1,650円

※ 1枚~50枚の無料は、お一人様1日1回までとし、2回目以降は51枚~100枚の手数料を頂戴いたします。

※ 金種をご指定されるお支払取引も対象となります。

※ 同時に複数のご依頼をいただいた場合は、合算した合計枚数となります。

※ 紙幣・硬貨の合計枚数は、お申込枚数または受取枚数のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。高額の金種にまとめる両替につきましても手数料を頂戴いたします。

※ 汚損した紙幣・硬貨の交換、記念硬貨の交換は無料です。

項目	内 訳	手数料金額
大量硬貨入金手数料	1枚~50枚(お一人様1日1回まで)	無 料
	51枚~100枚	110円
	101枚~500枚	440円
	501枚~1,000枚	550円
	1,001枚~1,500枚 (以降500枚毎に330円加算)	880円

※ 1枚~50枚の無料は、お一人様1日1回までとし、2回目以降は51枚~100枚の手数料を頂戴いたします。

※ 同時に複数のご依頼をいただいた場合は、合算した合計枚数となります。

※ 入金のほか、お振込み、給付金等の納付(ただし、税金は除く)も対象となります。

## ■でんさいネット

項目	内 訳	手数料金額	
利用基本手数料	(月間)	無 料	
取扱手数料	発生記録	当組合宛	220円
		他金融機関宛	440円
	譲渡記録	当組合宛	220円
		他金融機関宛	440円
	分割(譲渡)記録	当組合宛	220円
		他金融機関宛	440円
	保証記録		220円
	変更記録		220円
	開示請求(通常開示)		550円
	支払記録		330円
入金(期日決済)		0円	

◎お取引内容により、上記手数料のほか所定の手数料がかかる場合があります。

## ■インターネットバンキング (IB) 手数料

項目	内 訳	月額基本手数料	
個人インターネットバンキング	アンサーサービス	無 料	
法人インターネットバンキング (AnserBizSOL) 《法人および個人事業者向け》	照会・資金移動	残高照会	1,100円
		入出金明細照会	
		振込入金明細照会	
	照会・資金移動 + データ伝送	振込・振替	3,300円
		税金・各種料金払 (Pay-easy)	
		総合振込	
	給与・賞与振込		
	口座振替		

# 当組合のあゆみ

## ■当組合のあゆみ (沿革)

昭和23年12月	北秋信用組合創立
昭和33年 8月	鹿角信用組合創立
昭和38年 7月	秋田商工信用組合創立
平成 2年 4月	3組合が合併し秋田県信用組合に名称変更
平成 2年 9月	二ツ井支店を鷹巣支店に、上小阿仁支店を森吉支店に、小坂支店を毛馬内支店に統合
平成 8年 8月	全国信組共同センターに加盟
平成13年 9月	八幡平支店を花輪支店に統合
平成15年 1月	大館信用組合と合併し、3店舗(店外共同設置CD 1台含む)開設
平成20年 5月	店外ATM設置(たかのすモール出張所)
平成23年 7月	土崎支店 平成23年7月19日移転オープン
平成23年10月	泉支店 平成23年10月11日新築移転オープン
平成24年10月	手形支店 平成24年10月1日新築新設オープン
平成25年 8月	営業地域を秋田県全域に拡大
平成27年 9月	子会社「けんしん元気創生株式会社」を設立
平成27年12月	クラウドファンディング(CF)サービス「FAAVO秋田」(現在「CAMPFIRE」)の運用を開始
平成31年 1月	再生可能エネルギーファンド設立
令和 元年 6月	創業70周年 5市1町1村へ図書寄贈
令和 4年 3月	土崎支店 令和4年3月22日新築移転オープン
令和 4年 9月	合川支店 令和4年9月20日新築移転オープン

## ■トピックス

令和6年 8月	「株式会社メタ秋田」に秋田犬応援カードローン寄付金贈呈
令和6年 9月	しんくみの日週間(9/1~9/7) 献血、店周清掃、来店プレゼント、ペットボトルキャップ寄付等実施
令和6年10月	「あきた保育園」にピーターバンカード寄付金贈呈
令和7年 3月	「みどり保育園」にピーターバンカード寄付金贈呈
令和7年 3月	秋田県に少子化対策応援ファンド寄付金贈呈
令和7年 3月	「ブラウブリッツ秋田」にブラウブリッツ秋田応援カードローン支援金贈呈

ひとつにすればラクラク返済! 年利7.50~9.73% (実効年利)

### けんしん 多重債務集約ローン

最高1,000万円まで

ローンの運営でお得の方は、今すぐご利用ください!

けんしんは、お客様の抱えている多重債務の集約と返済の軽減を目的として、新設のご返済のためのご相談をお待ちしております。

**お問い合わせ** 信用情報・実質年収・クレジット等の借入を返済するための資金(ご家族名義のローンの返済にもご利用いただけます)

**ご利用のメリット**

- 返済の負担を軽減
- 返済の回数や返済額を調整可能
- 返済の期間を延長可能
- 返済の利率を低く設定可能
- 返済の滞りを防止可能
- 返済の滞りを防止可能
- 返済の滞りを防止可能
- 返済の滞りを防止可能

**ご利用のデメリット**

- 返済の滞りを防止可能
- 返済の滞りを防止可能
- 返済の滞りを防止可能
- 返済の滞りを防止可能

ご返済額	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
毎月ご返済額	26,132円	30,198円	45,330円	61,462円	130,660円

秋田県信用組合

けんしん トリプルプラン+

お取引実績を重視して、返済スピードに合わせたプランをご用意いたします!

お支払いに合わせた返済プランをご用意いたします!

ご返済利率は、お取引実績に応じて低く設定いたします!

担保・保証人は、原則不要! 保証会社の保証も不要です!

ちかくにいるから、チカラになれる。

ご返済額	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
毎月ご返済額	26,132円	30,198円	45,330円	61,462円	130,660円

秋田県信用組合

# 資料編



秋田内陸縦貫鉄道

貸借対照表	22
損益計算書	24
剰余金処分計算書	24
資金の調達と運用	26
資金の調達	26
資金の運用	27
有価証券の時価、評価差額等	28
管理債権の状況	29
自己資本の構成と充実状況	30
当組合および子会社等の概況	38

貸借対照表

(単位：千円)

貸借対照表

科目 (資産の部)	金額	
	令和5年度	令和6年度
現金	1,167,387	1,120,751
預金	23,751,118	22,513,126
有価証券	12,875,922	12,520,451
国債	833,375	1,207,269
地方債	4,112,088	3,675,712
社債	6,380,780	6,088,810
株式	212,823	247,123
その他の証券	1,336,855	1,301,534
貸出金	62,470,147	62,345,065
割引手形	191,916	81,923
手形貸付	2,748,178	3,037,791
証書貸付	55,612,074	54,968,447
当座貸越	3,917,977	4,256,903
その他資産	713,442	653,180
未決済為替貸	20,650	5,253
全信組連出資金	356,400	356,400
前払費用	8,784	7,453
未収収益	118,495	102,689
その他の資産	209,111	181,382
有形固定資産	1,663,227	1,849,010
建物	745,138	714,473
土地	736,769	736,769
リース資産	543	1,812
建設仮勘定	5,060	176,273
その他の有形固定資産	175,716	219,682
無形固定資産	15,282	20,018
ソフトウェア	6,431	11,198
その他の無形固定資産	8,851	8,819
繰延税金資産	77,034	207,957
債務保証見返	258,660	263,099
貸倒引当金	△ 1,668,934	△ 1,218,184
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,569,022	△ 1,017,845
資産の部合計	101,323,288	100,274,475

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 280百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 401百万円  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4項の地価税の課税対象価額（路線価）に基づいて（実行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正）合理的な調整を行って算定しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △241百万円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 8年～39年  
動産 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外債建資産は、負債は主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公債協会士協会、銀行等監督特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定及び貸倒引当金及び貸倒引当金に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失率等又は倒産率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべの債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）の協力的に審査部（資産査定部署）が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

科目 (負債の部)	金額	
	令和5年度	令和6年度
預金	95,976,930	95,264,434
当座預金	1,014,311	916,634
普通預金	35,953,702	35,437,975
貯蓄預金	40,814	44,175
通知預金	33,199	34,936
定期預金	54,832,457	54,878,817
定期積金	4,041,122	3,746,176
その他の預金	61,323	205,718
借入金	16,720	12,540
当座借越	-	-
借入金	16,720	12,540
その他負債	323,561	245,698
未決済為替借	31,562	27,922
未払費用	57,685	68,573
給付補填備金	201	359
未払法人税等	99,345	4,569
前受収益	23,802	28,727
払戻未済金	68,262	47,020
金融派生商品	68,262	4,523
リース債務	597	1,993
資産除去債務	435	445
その他の負債	41,668	61,563
賞与引当金	47,290	36,561
退職給付引当金	130,675	139,214
役員退職慰労引当金	103,374	113,158
偶発損失引当金	26,752	35,658
睡眠預金払戻損失引当金	114	83
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	57,094	57,094
債務保証	258,660	263,099
負債の部合計	96,941,174	96,167,542
(純資産の部)		
出資	2,211,038	2,235,247
普通出資金	2,211,038	2,235,247
利益剰余金	2,594,511	2,864,757
利益準備金	974,466	1,024,466
その他利益剰余金	1,620,045	1,840,290
特別積立金	1,250,000	1,350,000
当期末処分剰余金	370,045	490,290
組合員勘定合計	4,805,550	5,100,004
その他有価証券評価差額金	△ 534,103	△ 1,103,739
土地再評価差額金	110,667	110,667
評価・換算差額等合計	△ 423,436	△ 993,072
純資産の部合計	4,382,113	4,106,932
負債及び純資産の部合計	101,323,288	100,274,475

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
なお、当該組合は、積立年金（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。  
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）  
年金資産の額 249,416百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 211,033百万円  
差引額 38,382百万円  
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日） 0.651%  
(3) 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円にあります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乘せることで算出されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もる必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役員等取等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に属するもの、輸出、輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に属するものがあります。為替業務及びその他の役員取等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 2,181百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。  
(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理  
当組合は、融資権限規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、事務局において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要綱において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には事務局において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常勤役員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理  
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、総合企画部は、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は総合企画部を通じ、常勤役員会及び理事会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報  
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実に資する法律施行規則が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期間に応じた適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、IRDの基準による上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいし、日本円金利の場合、1.00%上昇率、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は1,468百万円減少するものと把握しております。

- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品時価の算定においては一定の前提条件等を採用するため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。（注1）参照

19. 金融商品の時価等に関する事項  
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	22,513	22,396	△ 116
(2) 有価証券	12,311	12,114	△ 197
満期保有目的の債券	794	776	△ 17
その他の有価証券	11,437	11,437	-
(3) 貸出金 (*1)	62,345	-	-
貸倒引当金 (*2)	△ 1,215	-	-
	61,129	61,901	772
金 融 資 産 計	95,874	96,511	637
(1) 預 金 積 金 (*1)	95,264	94,901	△ 362
(2) 借 用 金 (*1)	12	12	-
金 融 負 債 計	95,276	94,914	△ 362

(\*1) 貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法  
金融資産

- (1) 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券  
債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求めらるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については20.に記載しております。
- (3) 貸出金  
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。  
① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。  
② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（OISレート）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債  
(1) 預金積金  
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（OISレート）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金  
借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、返済期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式 (*1)	3
非上場株式 (*1)	244
組合出資金 (*2)	41
合 計	288

- (\*1) 子会社株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。  
(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。
20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」が含まれております。以下24まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。  
(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	99百万円	99百万円	0百万円
小 計	99百万円	99百万円	0百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	495百万円	484百万円	△10百万円
社 債	199百万円	192百万円	△7百万円
小 計	694百万円	677百万円	△17百万円
合 計	794百万円	776百万円	△17百万円

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるものはありません。  
(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	300百万円	299百万円	0百万円
地 方 債	1,326百万円	1,301百万円	24百万円
社 債	314百万円	310百万円	4百万円
そ の 他	212百万円	173百万円	38百万円
小 計	2,153百万円	2,086百万円	67百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	312百万円	349百万円	△37百万円
地 方 債	2,349百万円	2,663百万円	△314百万円
社 債	5,574百万円	6,202百万円	△628百万円
そ の 他	1,047百万円	1,220百万円	△173百万円
小 計	9,283百万円	10,436百万円	△1,152百万円
合 計	11,437百万円	12,522百万円	△1,085百万円

21. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
22. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価格	売却益	売却損
	200百万円	-百万円	23百万円

23. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

国 地 社 所 合	債 方 債 債 債 債	償還予定額			
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国	債	400百万円	200百万円	400百万円	250百万円
地	方 債	6百万円	534百万円	1,419百万円	2,000百万円
社	債	-百万円	1,600百万円	2,000百万円	3,100百万円
そ	の 他	-百万円	329百万円	154百万円	700百万円
合	計	406百万円	2,663百万円	3,973百万円	6,050百万円

24. その他有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」といふ。）しております。当事業年度において、時価のあるその他有価証券で減損処理を行った銘柄はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、事業年度末日における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合等であります。
25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表上の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であって、当該社債の発行が有価証券の私訴（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その資産」中の未収利息及び払込金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに登記されている有価証券の交付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借債契約によるもの）に限る。）であります。

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	765百万円
危険債権額	1,114百万円	
三月以上延滞債権額	-百万円	
貸出条件緩和債権額	451百万円	
合計額	2,331百万円	

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債権者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者による有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、審議別委員会審議指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付代替手形及び買入外国為替等、売却又は（再）担保として自由処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は81百万円あります。
27. 当組合貸借契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで貸付を行うことを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,213百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,984百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約解除額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めた当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 有形固定資産の減価償却累計額 2,067百万円  
29. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 59百万円  
30. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 16百万円  
31. 子会社等の株式又は出資金の総額 16百万円  
32. 子会社等に対する金銭債務総額 3百万円  
33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
税法上の繰越欠損金（注1）	96百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	279百万円
減価償却損金算入限度額超過額	22百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	39百万円
その他有価証券評価差額金	327百万円
その他	175百万円
繰延税金資産小計	940百万円
評価性引当額	△ 713百万円
繰延税金資産合計	226百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	18百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	18百万円
繰延税金負債の純額	207百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	96	96百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	96	(b) 96百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。  
(b) 税務上の繰越欠損金96百万円（法定実効税率を乗じた額）について繰延税金資産96百万円を計上しております。

34. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 3,010百万円  
上記のほか内国為替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。また、全国信用協同組合連合会への保障基金定期預金として、払戻しに制限のある預け金351百万円を預け入れております。秋田市及び大館市の水道、工業用水道、下水道事業収納金取扱いのため保証金合計0百万円を担保として差し入れています。
35. 出資1口当たりの純資産額は918円68銭です。  
36. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高に重要性はありません。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,798,102	1,801,729
資金運用収益	1,559,114	1,653,867
貸出金利息	1,379,691	1,461,664
預け金利息	35,495	50,686
有価証券利息配当金	123,576	126,464
その他の受入利息	20,351	15,047
役務取引等収益	113,967	119,932
受入為替手数料	28,181	27,982
その他の役務収益	85,785	91,950
その他業務収益	118,866	27,519
国債等債券売却益	242	0
国債等債券償還益	53,916	0
その他の業務収益	64,707	27,519
その他経常収益	6,153	410
貸倒引当金戻入額	-	-
償却債権取立益	499	348
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	5,653	62
経常費用	1,450,344	1,575,457
資金調達費用	9,156	52,167
預金利息	9,045	51,824
給付補填備金繰入額	111	343
借入金利息	-	-
役務取引等費用	113,075	122,249
支払為替手数料	10,956	11,090
その他の役務費用	102,119	111,159
その他業務費用	60,488	46,359
国債等債券売却損	34,297	26,655
国債等債券償還損	25,310	13,067
金融派生商品費用	534	6,529
その他の業務費用	346	106
経費	1,168,946	1,180,035
人件費	668,599	664,825
物件費	445,029	460,185
税金	55,317	55,024
その他経常費用	98,677	174,646
貸倒引当金繰入額	69,795	143,497
株式等償却	-	-
その他の経常費用	28,881	31,148
経常利益	347,757	226,271
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	-	-
固定資産処分損	-	-
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	347,757	226,271
法人税・住民税及び事業税	105,715	10,582
法人税等調整額	12,983	△ 98,845
法人税等合計	118,699	△ 88,262
当期純利益	229,058	314,533
繰越金(当期末残高)	140,986	175,756
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	370,045	490,290

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資1口当たりの当期純利益 69円97銭  
 3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示してありません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、120,754千円であります。収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	370,045	490,290
剰余金処分量	194,288	194,640
利益準備金	50,000	50,000
特別積立金	100,000	100,000
普通出資に対する配当金	44,288	(年2.00%) 44,640
繰越金(当期末残高)	175,756	295,650

## 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	1,549,958	1,601,699
資金運用収益	1,559,114	1,653,867
資金調達費用	9,156	52,167
役務取引等収支	891	△ 2,317
役務取引等収益	113,967	119,932
役務取引等費用	113,075	122,249
その他の業務収支	58,378	△ 18,839
その他業務収益	118,866	27,519
その他業務費用	60,488	46,359
業務粗利益	1,609,228	1,580,542
業務粗利益率	1.53%	1.51%
業務純益	485,133	309,863
実質業務純益	459,181	410,290
コア業務純益	464,630	450,014
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	464,630	450,014

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100  
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

## 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	113,967	119,932
受入為替手数料	28,181	27,982
その他の受入手数料	78,780	84,784
その他の役務取引等収益	7,005	7,165
役務取引等費用	113,075	122,249
支払為替手数料	10,956	11,090
その他の支払手数料	69,409	77,579
その他の役務取引等費用	32,710	33,580

## 経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
人件費	668,599	664,825
報酬給料手当	532,522	535,550
退職給付費用	34,997	40,723
その他	101,080	88,552
物件費	445,029	460,185
事務費	213,055	205,000
固定資産費	79,558	74,580
事業費	48,309	51,083
人事厚生費	10,482	13,312
減価償却費	78,989	101,531
その他	14,634	14,676
税金	55,317	55,024
経費合計	1,168,946	1,180,034

**受取利息および支払利息の増減** (単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	△ 1,329	94,753
支払利息の増減	△ 2,479	43,011

**総資金利鞘等** (単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度
資金運用利回 (a)	1.48	1.58
資金調達原価率 (b)	1.14	1.21
総資金利鞘 (a - b)	0.34	0.37

**法定監査の状況**

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「鈴木崇大公認会計士」の監査を受けております。

**総資産利益率** (単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.32	0.21
総資産当期純利益率	0.21	0.29

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

**業務純益** (単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
業務純益	485,133	309,863

**財務諸表の適正性及び内部監査の有効性**

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月19日

秋田県信用組合  
理事長 **藤原保**

**●新本店本部完成予定図 (令和7年11月4日オープン予定)**



けんしんは、2025年秋に本店・本部を新築・移転いたします。

新・本店本部は4階建てで、1階が本店、2階が本部となります。

3階には役員室や会議室を、4階には非常食などを備える倉庫を設け、災害時には地域の皆様の避難場所として活用できる建物とします。



# 資金の調達と運用

## 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	R5年度	104,903 <sup>百万円</sup>	1,559,114 <sup>千円</sup>	1.48%
	R6年度	104,435	1,653,867	1.58
うち貸出金	R5年度	61,509	1,379,691	2.24
	R6年度	62,441	1,461,664	2.34
うち預け金	R5年度	29,575	35,495	0.12
	R6年度	28,162	50,686	0.17
うち有価証券	R5年度	13,460	123,576	0.91
	R6年度	13,473	126,464	0.93

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	R5年度	101,107 <sup>百万円</sup>	9,156 <sup>千円</sup>	0.01%
	R6年度	100,660	52,167	0.05
うち預金積金	R5年度	101,052	9,156	0.01
	R6年度	100,644	52,167	0.05

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (R5年度12百万円、R6年度28百万円) を、それぞれ控除して表示しております。

(注) 2. 資金調達勘定の利息は借入金利息 (R5年度0千円、R6年度0千円) を控除して表示しております。

## 1店舗当りの預金および貸出金残高 (単位: 百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当りの預金残高	6,398	6,350
1店舗当りの貸出金残高	4,164	4,156

## 預貸率および預証率 (単位: %)

区分		令和5年度	令和6年度
預貸率	(期末)	65.08	65.44
	(期中平均)	60.86	62.04
預証率	(期末)	13.41	13.14
	(期中平均)	13.31	13.38

(注) 1. 預貸率 = 貸出金 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

2. 預証率 = 有価証券 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

## 職員1人当りの預金および貸出金残高 (単位: 百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
職員1人当りの預金残高	880	866
職員1人当りの貸出金残高	573	566

# 資金の調達

## 預金種目別平均残高 (単位: 百万円、%)

種目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	39,860	39.5	41,671	41.5
定期性預金	61,191	60.5	58,972	58.5
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	101,052	100.0	100,644	100.0

## 預金者別預金残高 (単位: 百万円、%)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	75,417	78.6	75,521	79.3
法人	20,559	21.4	19,742	20.7
一般法人	17,315	18.0	17,227	18.1
金融機関	0	0.0	0	0.0
公金	3,243	3.4	2,514	2.6
合計	95,976	100.0	95,263	100.0

## 定期預金種類別残高 (単位: 百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
固定金利定期預金	54,662	54,723
変動金利定期預金	5	5
その他の定期預金	165	150
合計	54,832	54,878

# 資金の運用

## 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	173	0.3	121	0.2
手 形 貸 付	2,386	3.9	3,099	5.0
証 書 貸 付	55,462	90.1	55,287	88.5
当 座 貸 越	3,487	5.7	3,933	6.3
合 計	61,509	100.0	62,441	100.0

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	令和5年度末	514	0.8	0
	令和6年度末	538	0.9	0
有 価 証 券	令和5年度末	-	-	-
	令和6年度末	-	-	-
動 産	令和5年度末	6	0.0	-
	令和6年度末	5	0.0	-
不 動 産	令和5年度末	24,964	40.0	10
	令和6年度末	25,244	40.5	0
そ の 他	令和5年度末	2	0.0	194
	令和6年度末	1	0.0	199
小 計	令和5年度末	25,487	40.8	204
	令和6年度末	25,790	41.4	199
信用保証協会・信用保険	令和5年度末	12,774	20.5	-
	令和6年度末	12,032	19.3	-
保 証	令和5年度末	22,152	35.5	54
	令和6年度末	22,692	36.4	63
信 用	令和5年度末	2,055	3.3	-
	令和6年度末	1,830	2.9	-
合 計	令和5年度末	62,470	100.0	258
	令和6年度末	62,345	100.0	263

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	期首 残高	当 期 増加額	当期減少額		期末 残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和5年度	125	99	-	125	99
	令和6年度	99	200	-	99	200
個別貸倒引当金	令和5年度	1,518	1,569	45	1,473	1,569
	令和6年度	1,569	1,017	594	974	1,017
合 計	令和5年度	1,644	1,668	45	1,599	1,668
	令和6年度	1,668	1,218	594	1,074	1,218

## 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和5年度末		業 種 別	令和6年度末	
	金 額	構成比		金 額	構成比
製 造 業	3,174	5.08	製 造 業	3,145,380	5.04
農 業、林 業	782	1.25	農 業、林 業	864,609	1.38
漁 業	24	0.03	漁 業	20,234	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	122	0.19	鉱業、採石業、砂利採取業	109,956	0.17
建 設 業	6,966	11.15	建 設 業	7,788,695	12.49
電気、ガス、熱供給、水道業	2,649	4.24	電気、ガス、熱供給、水道業	2,127,911	3.41
情報通信業	41	0.06	情報通信業	42,933	0.06
運輸、郵便業	1,301	2.08	運輸、郵便業	1,231,770	1.97
卸売業、小売業	4,585	7.33	卸売業、小売業	4,518,630	7.24
金融・保険業	0	0.00	金融・保険業	6,060	0.00
不 動 産 業	11,423	18.28	不 動 産 業	11,792,783	18.91
物品賃貸業	0	0.00	物品賃貸業	31,174	0.05
学術研究、専門、技術サービス業	753	1.20	学術研究、専門、技術サービス業	623,310	0.99
宿 泊 業	232	0.37	宿 泊 業	208,467	0.33
飲 食 業	1,214	1.94	飲 食 業	1,118,082	1.79
生活関連サービス業、娯楽業	3,415	5.46	生活関連サービス業、娯楽業	3,640,212	5.83
教育、学習支援業	35	0.05	教育、学習支援業	29,538	0.04
医療、福祉	676	1.08	医療、福祉	739,060	1.18
その他サービス	5,981	9.57	その他サービス	5,569,404	8.93
その他の産業	727	1.16	その他の産業	726,505	1.16
小 計	44,109	70.60	小 計	44,334,721	71.11
地方公共団体	3,416	5.46	地方公共団体	2,896,611	4.64
雇用・能力開発機構等	-	-	雇用・能力開発機構等	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,943	23.92	個人(住宅・消費・納税資金等)	15,113,732	24.24
合 計	62,470	100.00	合 計	62,345,065	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	34,440	55.1	33,236	53.3
設 備 資 金	28,029	44.9	29,108	46.7
合 計	62,470	100.0	62,345	100.0

## 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固 定 金 利 貸 出	30,567	29,453
変 動 金 利 貸 出	31,903	32,892
合 計	62,470	62,345

# 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

## 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	849	6.3	877	6.5
地 方 債	4,172	31.0	4,085	30.3
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	6,779	50.4	6,827	50.7
株 式	212	1.6	218	1.6
外 国 証 券	813	6.0	845	6.3
そ の 他 の 証 券	631	4.7	618	4.6
合 計	13,460	100.0	13,473	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	期間の 定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
		国 債	令和5年度末	0	200	401
	令和6年度末	0	399	199	395	212
地 方 債	令和5年度末	0	100	410	1,640	1,960
	令和6年度末	0	0	509	1,447	1,718
短 期 社 債	令和5年度末	-	-	-	-	-
	令和6年度末	-	-	-	-	-
社 債	令和5年度末	0	300	801	2,161	3,117
	令和6年度末	0	0	1,577	1,875	2,635
株 式	令和5年度末	212	0	0	0	0
	令和6年度末	247	0	0	0	0
外 証 券	令和5年度末	112	0	0	0	632
	令和6年度末	105	0	98	0	592
そ の 他 の 証 券	令和5年度末	172	176	242	0	0
	令和6年度末	120	0	229	154	0
合 計	令和5年度末	497	777	1,856	3,801	5,941
	令和6年度末	473	399	2,614	3,872	5,159

## 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度末			令和6年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	0	0	0	99	99	0
	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	99	99	0
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国 債	0	0	0	495	484	△ 10
	社 債	0	0	0	199	192	△ 7
	小 計	0	0	0	694	677	△ 17
合 計		0	0	0	794	776	△ 17

## 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度末	令和6年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	3	3
非 上 場 株 式	209	244
組 合 出 資 金	37	41
合 計	249	288

(注) 当事業年度中に、次に該当するものはありません。(有価証券勘定)

- ・ 売買目的に区分した有価証券
- ・ 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
- ・ 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券

## その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度末			令和6年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	602	599	2	300	299	0
	地 方 債	1,754	1,656	97	1,326	1,301	24
	社 債	1,244	1,211	33	314	310	4
	そ の 他	275	224	50	212	173	38
	小 計	3,876	3,693	183	2,153	2,086	67
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	231	249	△ 18	312	349	△ 37
	地 方 債	2,357	2,505	△ 147	2,349	2,663	△ 314
	社 債	5,136	5,502	△ 366	5,574	6,202	△ 628
	そ の 他	1,024	1,158	△ 134	1,047	1,220	△ 173
	小 計	8,749	9,416	△ 666	9,283	10,436	△ 1,152
合 計		12,626	13,109	△ 483	11,437	12,522	△ 1,085

## 管理債権の状況

### 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	1,319	235	1,082	100.00	100.00	
	令和6年度	765	245	519	100.00	100.00	
危 険 債 権	令和5年度	1,161	604	486	93.97	87.39	
	令和6年度	1,115	561	498	95.11	90.14	
要 管 理 債 権	令和5年度	125	39	11	41.19	13.91	
	令和6年度	451	309	76	85.44	53.60	
	三月以上延滞債権	令和5年度	28	9	2	42.82	13.96
		令和6年度	0	0	0	0.00	0.00
	貸出条件緩和債権	令和5年度	95	28	9	39.34	13.60
		令和6年度	451	309	75	85.44	53.60
小 計	令和5年度	2,606	880	1,569	93.98	90.90	
	令和6年度	2,331	1,117	1,093	94.84	90.09	
正 常 債 権	令和5年度	60,190					
	令和6年度	60,325					
合 計	令和5年度	62,796					
	令和6年度	62,657					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（上記1.を除く）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.2.及び4.を除く）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（上記1.2.及び3.を除く）です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

# 自己資本の構成と充実状況

## ■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：秋田県信用組合）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、2,235百万円となります。

## ■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	4,761		5,055	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,211		2,235	
うち、利益剰余金の額	2,594		2,864	
うち、外部流出予定額（△）	44		44	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	99		200	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	99		200	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	4,861		5,255	
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	11	0	14	0
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	0	14	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	11		14	
<b>自 己 資 本</b>				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,850		5,241	
<b>リスク・アセット等（3）</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	49,183		51,632	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	-		-	
勘定間の振替分	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,939		2,626	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
フロア調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	52,123		54,259	
<b>自 己 資 本 比 率</b>				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.30%		9.65%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計*1	49,183	1,967	51,632	2,065
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー*2	48,876	1,955	51,632	2,065
(i) ソブリン向け	157	6	139	5
(ii) 金融機関向け	5,392	215	5,776	231
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			-	-
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	18,886	755	19,153	766
(v) 中小企業等・個人向け	6,153	246		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			5,098	203
トランザクター向け			-	-
(vii) 抵当権付住宅ローン	2,563	102		
(viii) 不動産取得等事業向け	10,474	418		
(ix) 不動産関連向け			16,492	659
自己居住用不動産等向け			5,444	217
賃貸用不動産向け			10,307	412
事業用不動産関連向け			740	29
その他不動産関連向け			-	-
ADC向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			-	-
(xi) 三月以上延滞等	316	12		
(xii) 延滞等向け			491	19
(x iii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			57	2
(x iv) 出資等	722	28		
出資等のエクスポージャー	722	28		
重要な出資のエクスポージャー	0	0		
(x v) 株式等			-	-
(x vi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(x vii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	-	-
(x viii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	356	14	356	14
(x ix) その他	3,851	154	4,072	162
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が摘要されるエクスポージャー	202	8	-	-
ルック・スルー方式	0	0	-	-
マンデート方式	0	0	-	-
蓋然性方式 (250%)	202	8	-	-
蓋然性方式 (400%)	0	0	-	-
フォールバック方式 (1250%)	0	0	-	-
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	2,939	117	2,626	105
BI			1,751	
BIC			210	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	52,123	2,084	54,259	2,170

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施工規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 6. 「その他」とは、(i) ~ (x viii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には「有形固定資産、無形固定資産」等が含まれます。  
 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
 8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。(令和5年度計数)  
 (オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法)  

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
  
 9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (令和6年度計数)。  
 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		314	351	3,050	3,356	-	-
①ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
②金融機関向け		-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	-	-	-	-	-
③カバード・ボンド		-	-	-	-	-	-
④法人等向け		87	154	-	4	-	-
⑤中小企業等・個人向け		191	-	2,967	-	-	-
⑥中堅中小企業・個人向け		-	175	-	3,306	-	-
⑦抵当権付住宅ローン		-	-	25	-	-	-
⑧不動産取得等事業向け		35	-	-	-	-	-
⑨不動産関連向け		-	21	-	21	-	-
自己居住用不動産等向け		-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け		-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け		-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け		-	-	-	-	-	-
ADC向け		-	-	-	-	-	-
⑩劣後債権及びその他資本性証券等		-	-	-	-	-	-
⑪三月以上延滞等		0	-	8	-	-	-
⑫延滞等向け		-	-	-	18	-	-
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		-	-	-	5	-	-
⑭出資等		-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
⑮株式等		-	-	-	-	-	-
⑯その他		0	-	47	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。  
 3. 「その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産…等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証…等ありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券…等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金…等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」…等が該当します。

## 金利リスクに関する事項

### IRRBB：金利リスク

(単位：百万円)

	ΔEVE		ΔNII	
	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
上方パラレルシフト	1,804	1,468	0	0
下方パラレルシフト	0	0	0	42
ステイプ化	1,586	1,365	-	-
フラット化	-	-	-	-
短期金利上昇	-	9	-	-
短期金利低下	-	-	-	-
最大値	1,804	1,468	0	42
	令和5年度末		令和6年度末	
自己資本の額	4,850		5,241	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### ■定性的な開示事項

金利リスクとは、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを指しますが、当組合においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、SKC-ALMシステム等による定期的な計測・評価を行い、リスク管理担当部署で検討するとともに、定期的に理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに務めております。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、IRRBB基準による上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、1,486百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

### ■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中の増減額		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	81	79	14	△ 2	-	-
農 業 ・ 林 業	0	-	△ 4	-	-	-
漁 業	21	19	0	△ 2	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	72	71	53	△ 1	-	-
建 設 業	235	222	9	△ 13	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	524	-	△ 84	△ 524	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 、 郵 便 業	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	202	355	140	153	-	-
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	137	106	△ 21	△ 31	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門、技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	170	0	△ 2	△ 170	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-
教 育 、 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	0	0	0	-	-	-
そ の 他 サ ー ビ ス	75	102	△ 84	27	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-
個 人	47	60	△ 46	13	-	-
合 計	1,569	1,017	51	△ 552	0	0

（注）1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0	834	14,154
10	1,453	6,711
20	883	23,819
35	0	7,358
50	3,723	1,109
75	0	9,855
100	1,518	31,607
150	0	44
250	0	81
1,250	-	-
その他	-	-
合 計	8,413	94,742

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、令和6年度については記載しておりません。

■資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表(標準的手法採用金融機関用)

(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	14,103	0	0.000	14,079
40%~70%	5,028	0	100.000	5,087
75%	13,857	9,622	1.000	13,538
80%	-	-	-	-
85%	17,607	1,757	12.000	17,595
90%~100%	1,382	96	0.000	1,378
105%~130%	8,791	0	0.000	8,761
150%	497	0	0.000	475
250%	-	-	-	-
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	61,328	11,477	2.000	60,915

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引の額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

**■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）**

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デ リ バ テ イ 引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	101,485	99,323	258	263	11,101	10,799	-	-	1,469	1,524
国 外	969	969	0	0	969	969	-	-	0	0
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>102,455</b>	<b>100,293</b>	<b>258</b>	<b>263</b>	<b>12,070</b>	<b>11,769</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,469</b>	<b>1,524</b>
製 造 業	3,208	3,176	0	0	754	724	-	-	96	117
農 業 ・ 林 業	925	1,030	38	49	0	0	-	-	0	0
漁 業	24	20	0	0	0	0	-	-	0	20
鉱業・砕石業・砂利採取業	122	109	0	0	95	84	-	-	77	75
建 設 業	7,497	8,325	193	183	0	0	-	-	294	288
電気・ガス・熱供給・水道業	2,696	2,163	9	3	958	923	-	-	524	0
情 報 通 信 業	41	42	0	0	475	463	-	-	0	0
運 輸 業 ・ 郵 便 業	1,307	1,250	0	12	860	804	-	-	0	0
卸 売 業 ・ 小 売 業	4,751	4,680	11	10	91	0	-	-	131	217
飲 食 業	1,375	1,315	2	2	0	0	-	-	27	225
金 融 ・ 保 険 業	5,487	5,461	0	0	1,124	1,161	-	-	0	0
不 動 産 業	11,749	12,089	0	0	470	437	-	-	257	249
そ の 他 サ ー ビ ス	6,400	5,972	1	0	253	266	-	-	0	137
学術研究、専門・技術サービス業	1,018	886	0	0	0	0	-	-	0	7
生活関連サービス業・娯楽業	3,760	4,006	0	0	402	390	-	-	0	33
個 人	12,759	12,899	1	1	0	0	-	-	56	148
物 品 賃 貸 業	0	31	0	0	0	0	-	-	0	0
宿 泊	232	208	0	0	0	0	-	-	0	0
医 療 、 福 祉	676	739	0	0	0	0	-	-	0	0
教 育 、 学 習 支 援 業	35	29	0	0	0	0	-	-	0	0
そ の 他	28,382	26,642	0	0	0	0	-	-	2	1
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	10,000	9,210	0	0	6,584	6,514	-	-	0	0
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>102,455</b>	<b>100,293</b>	<b>258</b>	<b>263</b>	<b>12,070</b>	<b>11,769</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,469</b>	<b>1,524</b>
1 年 以 下	24,628	24,717	207	206	601	399	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	5,939	5,454	4	0	911	898	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	10,242	8,576	1	2	702	1,486	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	10,748	10,931	1	0	1,780	1,227	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	11,711	12,025	0	3	2,021	2,491	-	-	-	-
10 年 超	33,898	33,499	43	50	5,941	5,159	-	-	-	-
期間の定めのないもの	989	1,333	0	0	112	105	-	-	-	-
そ の 他	4,297	3,754	0	0	0	0	-	-	-	-
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>102,455</b>	<b>100,293</b>	<b>258</b>	<b>263</b>	<b>12,070</b>	<b>11,769</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,469</b>	<b>1,524</b>

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託（一部）、未決済為替貸、その他の資産の一部、有形無形固定資産、繰延税金資産が含まれます。  
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

**出資等エクスポージャーに関する事項**

**■貸借対照表計上額及び時価**

（単位：百万円）

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	1,154	-	1,067	-
合 計	1,154	-	1,067	-

(注) 1. 出資等エクスポージャーには、保有株式(非上場)、投資信託、出資が含まれます。 2. 投資信託は複数の資産を裏付としており、上場・非上場の確認が困難であることから非上場株式等に含めて記載しています。

**■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額**

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

**■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額**

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△ 534	△ 1,103

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額」とはその他有価証券の評価損益です。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスクウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	1,120					0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,381					0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	206					0%
国際決済銀行向け						
我が国の地方公共団体向け	6,580					0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	34				6	20%
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機関向け						
我が国の政府関係機関向け	1,260		2,896		126	10%
地方三公社向け						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,253				5,776	33%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
カバード・ボンド向け						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	25,409	1,757	17,388	211	19,153	109%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等及び個人向け	7,964	9,719	10,574	49	5,098	48%
トランザクター向け					0	
不動産関連向け	18,503		18,437		16,492	89%
自己居住用不動産向け	7,278		7,277		5,444	75%
賃貸用不動産向け	10,633		10,631		10,307	97%
事業用不動産関連向け	591		528		740	140%
その他不動産関連向け						
A D C 向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,370		602		491	82%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	96		61		57	94%
取立未済手形						
信用保証協会等による保証付	10,886		10,703		683	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	0					
<b>合計</b>					<b>51,632</b>	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。  
 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した額のことです。  
 3. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

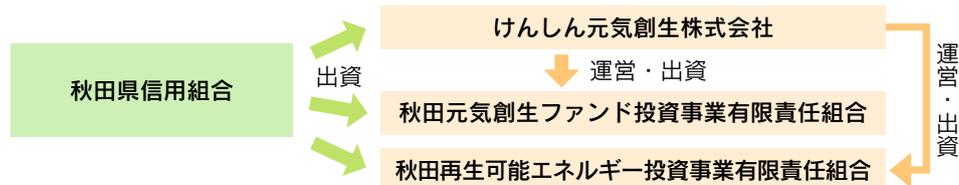
(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)														
	0%	10%	20%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	その他	合計
現金															
我が国の中央政府及び中央銀行向け															
外国の中央政府及び中央銀行向け															
国際決済銀行向け															
我が国の地方公共団体向け	2,896														2,896
外国の中央政府等以外 の公共部門向け															
国際開発銀行向け															
地方公共団体金融機関向け															
我が国の政府関係機関向け															
地方の三社向け															
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け															
第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け															
カバード・ボンド向け															
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む)				4				17,595							17,599
特定貸付債権向け															
中堅中小企業等及び個人向け		5	447	2,851			6,281			1,026					10,612
トランザクター向け															
不動産関連向け		21			1,949	4	7,256		26		8,633	128	418		18,437
自己居住用不動産向け		21					7,256								7,277
賃貸用不動産向け											8,633		48		10,631
事業用不動産関連向け					1,949	4			26			128	370		528
その他不動産関連向け															
A D C 向け															
劣後債権及びその他の 資本性証券等															
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)			0	277						268			56		603
自己居住用不動産等向け工 クスポージャーに係る延滞			4							57					61
取立未済手形															
信用保証協会等による保証付															
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	3,864		6,838												10,703
株式															
等															
計	6,761	6,868	448	3,133	1,949	4	13,538	17,595	26	1,352	8,633	128	475		60,915

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い、新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

# 当組合および子会社等の概況

## ■秋田県信用組合グループの事業系統図



## ■子会社等の概況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金 (百万円)	議決権 所有割合
けんしん元気創生株式会社	秋田市中通6丁目16-11シティパレス駅前1階	投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務	平成27年 9月18日	3	100%
秋田元気創生ファンド投資事業有限責任組合	岩手県盛岡市大通3丁目6番12号開運橋センタービル	地域活性化に関する投資業務	平成27年10月15日	200	—
秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合	岩手県盛岡市大通3丁目6番12号開運橋センタービル	木質バイオマスを中心とした再生可能エネルギー事業に関する投資業務	平成31年 1月11日	115	—

## ■連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

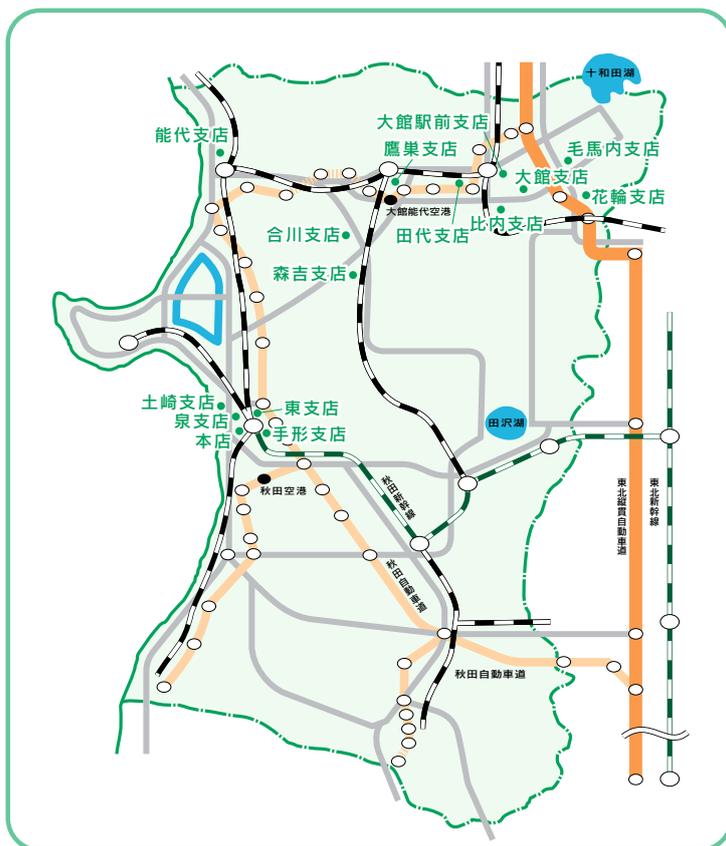
**索引** 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ ごあいさつ	2	28. コア業務純益 (除く投資信託解約損益) *	24	56. リスク管理態勢 *	17
【概況・組織】		29. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支 *	24	【財産の状況】	
1. 事業方針	3	30. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り *	26	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 *	22~24
2. 事業の組織 *	6	31. 資金利鞘等 *	25	58. リスク管理債権及び金融再生法開示債権に対する保全額 *	29
3. 役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名) *	6	32. 受取利息、支払利息の増減 *	25	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
4. 店舗一覧 (事務所の名称・所在地) *	39	33. 役員取引の状況	24	(2) 危険債権	
5. 自動機器設置状況	39	34. 経費の内訳	24	(3) 三月以上延滞債権	
6. 地区一覧	39	35. 総資産経常利益率 *	25	(4) 貸出条件緩和債権	
7. 組合員の推移	5	36. 総資産当期純利益率 *	25	59. 自己資本の構成と充実状況 *	30~37
【主要事業内容】		【預金に関する指標】		60. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項 *	28
8. 主要な事業の内容 *	18	37. 預金種目別平均残高 *	26	61. 貸倒引当金 (期末残高・期中増減額) *	27
9. 信用組合の代理業者 *	取扱なし	38. 預金者別預金残高	26	62. 貸出金償却の額 *	27
【業務に関する事項】		39. 職員1人当り預金残高	26	63. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	25
10. 事業概況 *	3	40. 1店舗当り預金残高	26	64. 会計監査人による監査 *	25
11. 経常収益 *	4	41. 定期預金種類別残高 *	26	【その他の業務】	
12. 業務純益	25	【貸出金等に関する指標】		65. 手数料一覧	19~20
13. 経常利益 *	4	42. 貸出金種類別平均残高 *	27	【その他】	
14. 当期純利益 *	4	43. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	27	66. トピックス	20
15. 出資総額、出資総口数 *	4	44. 貸出金金利区分別残高 *	27	67. 当組合のあゆみ (沿革)	20
16. 純資産額 *	4	45. 貸出金使途別残高 *	27	68. 総代会	5
17. 総資産額 *	4	46. 貸出金業種別残高・構成比 *	27	69. 継続企業の前提の疑義 *	該当なし
18. 預金積金残高 *	4	47. 預貸率 (期末・期中平均) *	26	70. 報酬体系について	14
19. 貸出金残高 *	4	48. 職員1人当り貸出金残高	26	71. 当組合および子会社等の概況	38
20. 有価証券残高 *	4	49. 1店舗当り貸出金残高	26	72. S D G s 宣言	15
21. 単体自己資本比率 *	4	【有価証券に関する指標】		【地域貢献に関する事項】	
22. 出資に対する配当金 *	4	50. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱なし	73. 地域とのつながり	7~12
23. 職員数 *	4	51. 有価証券の種類別平均残高 *	28	74. 中小企業の経営の改善及び活性化のための取組状況 *	13~14
【主要業務に関する指標】		52. 有価証券種類別残存期間別残高 *	28	【会計監査人】	
24. 業務相利益および業務相利益率 *	24	53. 預託率 (期末・期中平均) *	26	75. 会計監査人の氏名又は名称 *	6
25. 業務純益 *	24	【経営管理態勢に関する事項】			
26. 実質業務純益 *	24	54. コンプライアンス態勢 *	16		
27. コア業務純益 *	24	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	17		

表紙写真について

ヘアピンカーブに蛇行する米代川にはさまれて低い山が七つ連なる七座山（ななくらやま）を、対岸の県立自然公園きみまち阪から眺望したものです。

「曲げわっぱ」は、秋田民謡の「秋田音頭」にも謡われており、日本三大美林の一つである樹齢200年の「天然秋田杉」を3年間乾燥させ、きれいで美しい節のない柁目板を材料に作られた、郷土の工芸品として全国に知られています。



店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況）（令和7年6月末現在）

店名	住所	電話	ATM
本部	〒010-0011 秋田県秋田市南通亀の町4-5	018-831-3551	—
本店	〒010-0011 秋田県秋田市南通亀の町4-5	018-833-7733	1台
泉支店	〒010-0917 秋田県秋田市泉中央五丁目16-23	018-824-1381	1台
土崎支店	〒011-0943 秋田県秋田市土崎港南二丁目3-53	018-845-2339	1台
東支店	〒010-0041 秋田県秋田市広面字蓮沼88-1	018-835-2808	1台
手形支店	〒010-0851 秋田県秋田市手形字西谷地166	018-884-1460	1台
鷹巣支店	〒018-3322 秋田県北秋田市住吉町2-10	0186-62-1480	2台
森吉支店	〒018-4301 秋田県北秋田市米内沢字薬師下83-2	0186-72-4181	1台
合川支店	〒018-4272 秋田県北秋田市新田目字大野70-4	0186-78-2150	1台
能代支店	〒016-0892 秋田県能代市景林町8-1	0185-54-4166	1台
花輪支店	〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字中花輪120-1	0186-23-3260	1台
毛馬内支店	〒018-5334 秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下4-4	0186-35-2291	1台
大館支店	〒017-0844 秋田県大館市字新町69	0186-43-3434	1台
大館駅前支店	〒017-0044 秋田県大館市御成町二丁目19-29	0186-44-5111	1台
田代支店	〒018-3505 秋田県大館市早口字弥五郎沢7-3	0186-54-3307	1台
比内支店	〒018-5701 秋田県大館市比内町扇田字下扇田2	0186-55-3088	1台

■店外ATM店

店名	住所	ATM
鷹巣支店たかのすモール出張所	秋田県北秋田市栄字前綱62-1	1台

# 秋田県信用組合

〒010-0011 秋田県秋田市南通亀の町4番5号  
 Tel.018-831-3551 Fax.018-833-2400  
<https://www.akita-kenshin.jp>  
 E-mail: info@akita-kenshin.jp